

J R 東 労 組 横 浜 地 本 青 年 部 情 報

Truth ~ 真 実 ~

J R 東 労 組
横 浜 地 本
公 式 H P



第 1 3 号

2 0 2 1 年 1 1 月 1 4 日 発 行

発 行 責 任 者 森 田 隼 士

編 集 者 教 宣 部

J R 東 労 組 申 1 5 号

2021年度年末手当等に関する申し入れ 青年部員の悲痛な声を

会社に訴えるも認識が合わず

緊急申し入れを提出!

11月11日に開催された第3回団体交渉において「基準内賃金の2.0ヶ月分」とする会社回答が示されました。この間、青年部員や未加入者の生活実感や労働実感などの悲痛な叫びを各地で集約し、団体交渉において若手の声として会社にぶつけてきましたが、悲痛な叫びが否定されたかのような低額回答でした。また約2年にもわたるコロナ禍において、自らも感染のリスクを負いながら各自で感染対策を行い、お客さまに安心して鉄道をご利用いただくため必死になって職場で安全・安定輸送を担ってきたことに対する処遇も「2.0ヶ月に含まれる」とされ、今までの対策は何だったのかと感じざるを得ません。緊急事態宣言も解除され、お客さまのご利用状況も回復しているのは紛れもなく現場で奮闘する組合員・社員です。このため中央本部は緊急申し入れを行いました。

コロナ禍でも安全安定輸送を担いお客さまに安心してご利用いただく

ために奮闘しているのは間違いなく現場で働く組合員・社員だ!

会社は現場の悲痛な声にしっかりと向き合い応えるべきだ!